

# 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (1世帯7万円の追加給付)のご案内

この給付金は、電力・ガス・食料品等物価高騰の影響を特に大きく受ける令和5年度住民税非課税世帯や、令和5年1月から12月までに家計が急変して世帯全員が住民税非課税相当となった世帯を支援する給付金です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり7万円

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

①基準日(令和5年12月1日)時点で、笠松町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度

**「住民税が非課税」**の世帯

②令和5年1月2日以降に笠松町に転入された住民税非課税世帯

③転出、死亡、離婚等により住民税非課税となった世帯

④収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯【家計急変世帯】

町から(1)、(2)いずれかが届きます

(1)電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金(3万円)を笠松町で受給し、世帯員に異動のない世帯

**同封の別紙通知が届いた方は、このままお待ちください。**

※ただし受給を辞退する場合や、振込先を変更する場合は、手続きが必要となります。

(2)前回の3万円を未申請世帯、3万円を受給済であっても世帯主が変更された世帯

**確認書**を送付します(要返送)

詳しくは裏面「①」へ

**申請が必要です**

申請期間：

令和6年1月22日(月)

～令和6年3月15日(金)

※郵送は消印有効



《申請書は、笠松町ホームページからダウンロードまたは福祉子ども課窓口でお渡しします》

詳しくは裏面「②」「③」「④」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## ① 令和5年度住民税非課税世帯

笠松町から「**支給のお知らせ**」(同封の別紙通知)または「**確認書**」が届きます。

- 「**支給のお知らせ**」が届いた方  
振込口座に変更がない場合は、**手続きは必要ありません。**
- 「**確認書**」が届いた方は、必要事項を記入して、町に**返信してください。**



## ②③ 転入または、転出・死亡などにより世帯構成に異動があった世帯もしくは修正申告などにより世帯全員が住民税非課税となった世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 同封の申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に笠松町福祉子ども課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



## ④ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**ですので、下記お問い合わせ先にご連絡、または町ホームページをご覧ください。
- 申請書に必要事項を記入して、ご提出ください。添付書類とともに下記窓口へ、直接または郵送

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お問い合わせ下さい。)

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などにかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



### お問い合わせ

【笠松町役場 福祉子ども課】

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

☎ 058-388-1116